

# IASB 討議資料の提案による キャッシュフロー情報の開示

遠藤 秀紀

東海学園大学

## 要 旨

本稿の目的は、IASB が 2008 年に公表した討議資料 (DP) のキャッシュフロー計算書を IASR 7 (1992) や原則書 10 (2001) と比較してその特徴を明らかにし、また、わが国と主要国の基準セッター等の DP に対する見解を検討して、わが国のキャッシュフロー情報開示の改善の方向性を明らかにすることである。

この DP は財務諸表の共通の表示目的として、連携性強化、情報の細分化および流動性・財務弾力性の評価を掲げている。この共通の目的に基づいて、この DP はキャッシュフロー計算書を 5 つに区分している。また、営業キャッシュフローの表示法として直接法を採択した。DP に対するコメントレーターによると、わが国の DP に対する回答者はいろいろな点で DP および他の主要国と見解を異にしている。とくに直接法に強く反対している。しかし、主要国の基準セッターは利用者の理解可能性および有用性を認めている。わが国のキャッシュフロー情報の開示は、實際上、活動別の科目の分類や表示形式にかなりの混乱が生じている。IASB が財務諸表の表示プロジェクトを進めている現在、国際的収斂の方向に沿ってキャッシュフロー計算書の開示を再検討する好機である。

以上の検討から本稿は(1)3つの財務諸表に5区分法を適用する、(2)3つの主要な財務諸表の科目を5区分し連携させる、(3)営業キャッシュフローについて直接法を用いて表示する、(4)調整表を注記する、(5)財務区分を明確にする、(6)利息・配当支出を財務に区分し、利息・配当収入を投資に区分する、(7)現金同等物は現金と分離し、短期投資に含めることを提言したい。

## 1. はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2001 年 10 月に国際会計基準委員会 (IASC) の起草委員会がイギリスの会計基準審議会 (ASB) との共同で作成した報告書『業績の報告』、「原則書案：認識利益費用の報告」<sup>1)</sup> (原則書案) を審議した。その原則書案の原則書 10 が「キャッシュフロー計算書」である。原則書 10 は直接法の採択および損益計算書との整合性をもつ区分表示などを提案している。<sup>2)</sup> その後 IASB は 2004 年 4 月に、アメリカの財務会計基準審議会 (FASB) と合同で、国際財務報告基準 (IFRS) とアメリカの一般に認められた会計原則 (US-GAAP) のコンバージェンスに向けて「財務諸表の表示プロジェクト」を進め、2008 年 10 月に、『討議資料：財務諸表表示に関する試案』(Discussion Paper, DP) を発表した。DP は財務諸表の共通の表示目的として、(1) 連携性強化による財務諸表の表示、(2) 情報の細分化による情報の有用性の向上および(3) 流動性・財務弾力性の評価のための情報の提供を掲げている。DP はその一環として新しいキャッシュフロー計算書の様式を提案している。

そこで本稿では、はじめに DP が提案する財務諸表表示の目的および科目の分類について具体的に明らかにする。ついで DP を (1) キャッシュフロー計算書の表示、(2) キャッシュフローから包括利益への調整および(3) 現金概念について、1992 年の国際会計基準改訂第 7 号 (IASR 7) および 2001 年の原則書 10 などと比較する。さらにわが国と主要国の基準セッターおよび団体が DP に対して指摘した問題点を整理し、両者の立場の違い

を明らかにする。最後に、わが国の有価証券報告書により、キャッシュフロー計算書の開示の状況を調査して問題点を明らかにするとともに、DP への対応という側面からわが国のキャッシュフロー情報開示の改善の方向性を検討してみる。

## 2. 財務諸表表示目的と科目の分類

### (1) 財務諸表表示の目的

DP は財務諸表の表示に関してつぎの 3 つの目的を明示している。

第 1 の目的は「連携性強化 (cohesiveness)」による財務諸表の表示である (par. 2.5)。連携関係が強い財務的状況とは、財務諸表の各科目間の関係が明確であり 1 企業の財務諸表が互いに補完しあうことを意味する。この目的は現在の財務諸表における首尾一貫性のない財務状況の表示を改善することをねらいとする。

第 2 の目的は「情報の細分化 (disaggregation)」による情報の有用性の向上をねらいとする (par. 2.7)。財務諸表における分類は、基本的に同種の経済的性質をもつ科目をグループ化しその合計および小計を示し、基本的に異なる性質をもつ科目を区別し、細分化によって将来のキャッシュフローの金額、時期および不確実性の評価を改善する。

第 3 の目的は「流動性および財務弾力性 (liquidity and financial flexibility) の評価」を行う (par. 2.12)。ここで財務弾力性<sup>5)</sup>とは、1) 将来の成長のための投資資金を用意する能力、および 2) 企業が予期しない事態に対応するため、キャッシュフローの金額および時期を変更して効果的な行動をとる能

表1 資産・負債および持分等の分類

	大区分	中区分	小区分
企業活動	継続的活動	事業活動	営業
			投資
		財務	財務 (非出資者)
			持分 (出資者)
	非継続的活動	法人所得税	法人所得税
		非継続事業	非継続事業

力をいう。キャッシュフロー計算書は、他の財務諸表と関連させて用いられ、財務弾力性を予測するための情報を提供することに役立つ。

## (2)資産・負債・持分の分類

表1「資産・負債および持分等の分類」は第2の情報の細分化目的に基づくDPの分類法を要約して示したものである（par.2.19-2.21, 2.27）。DPの分類はつぎの2つの特徴がある。

第1に項目を大区分、中区分および小区分に階層的に示す。大区分では企業活動を継続的活動と非継続的活動に分け、中区分として継続的活動を事業活動と財務に分けて、小区分として事業活動を営業と投資に分ける。このような分類は経営者自身の判断に基づいているから、DPはマネジメントアプローチと呼んでいる（par. 2.27）。さらに「財務」については、非出資者の資金調達源泉と出資者の資金調達源泉とに分けることの重要性を認識して、前者を「財務」、後者を「持分」に区分表示している。

第2にこの分類法を財政状態表、キャッシュフロー計算書および包括利益計算書にも適

用する。例えば企業実体は、営業活動という区分における営業資産および負債に関連して、包括利益計算書の収益・費用と利得・損失およびキャッシュフロー計算書の営業キャッシュフローと財務の区分を設ける。

## (3)財務諸表の表示区分

表2「財務諸表の表示区分」はこの分類法を適用して示したものである。DPは「連携関係が強い財務諸表を表示するために、財政状態、包括利益およびキャッシュフローを示す財務諸表で表示される情報の主要項目、その名称および順序を統一しなければならない」（par. 2.15）と述べ、財務諸表は主要な項目で強く関連させて表示することを要請している。すなわち、企業実体は財務諸表の主要項目の連携の強化を図り、資産および負債あるいはそれらの変動の影響を各財務表の同じ区分で表示すれば、利用者が異なる財務諸表で関連する情報を識別することができる。とくに、キャッシュフロー計算書と包括利益計算書はともに1期間における資産および負債の変動を示す「フロー」計算書であるから、2つの計算書における大部分の項目は連携すると理解しやすい。

表2 財務諸表の表示区分

	財政状態表	包括利益計算書	キャッシュフロー計算書
継続的 事業	事業 ・営業資産および負債 ・投資資産および負債	事業 ・営業収益および費用 ・投資収益および費用	事業 ・営業キャッシュフロー ・投資キャッシュフロー
	財務 ・財務資産 ・財務負債	財務 ・財務収益 ・財務費用	財務 ・財務資産キャッシュフロー ・財務負債キャッシュフロー
	法人所得税	継続的事業の法人所得税 (事業および財務活動)	法人所得税
	非継続事業	非継続事業, 税引後	非継続事業
		その他の包括利益, 税引後	
	持分		持分

出所：IASB (2008.10) p. 35. 一部修正。

表2に示すように、DPは各財務表において事業活動、財務、法人所得税、非継続事業および持分を別個に区分し、互いに連携関係を識別できるように表示している。アメリカの財務会計基準書第95号(SFAS 95)<sup>6)</sup>は、損益計算書の表示区分および項目に基づいてキャッシュフロー計算書を調整している。この点はIASR7も同様である。

これとは異なり、原則書10は共通の分類基準を設けて、キャッシュフロー計算書の区分・項目と損益計算書の区分を同一の視点から分類している。この方向性を引き継いで、DPは財政状態表とキャッシュフロー計算書および包括利益計算書の3つの財務諸表の連携<sup>7)</sup>を提案している。

### 3. キャッシュフロー計算書の表示

#### (I)直接法の規定

DPは営業キャッシュフロー(CFO)の表示法として、「細分化目的を達成するために、

企業実体は営業キャッシュフローを含むすべてのキャッシュフローを直接的に表示しなければならない」(par. 3.75)と述べ、直接法だけを認めている。IASR7はCFOの表示法として直接法と間接法の選択適用を認めている。アメリカのSFAS95、イギリスの財務報告基準書改訂第1号(FRSR1)<sup>8)</sup>およびわが国の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(財務諸表規則等)<sup>9)</sup>も同様である。しかしながら、オーストラリアの会計基準第1026号(AASB1026)<sup>10)</sup>およびニュージーランドの財務報告基準第10号(FRS-10)<sup>11)</sup>では直接法だけを要請しており、これについて企業は20年以上の実務的経験をもっている。このようにCFOの表示法について各国の合意は得られていなかった。これに対して原則書10は、損益計算書との整合性をもたせるという観点から直接法を要請した(pars. 40A, 40B, 40C)。DPはこの点を引き継いで連携性強化および細分化目的の観点から直接法に統一した。

DP は直接法だけを認めた理由として次の3点をあげている (par. 3.78)。

1) 直接法は連携性の強化目的と首尾一貫して3つの財務諸表間の科目の整合性をもつ。企業の活動は財政状態表の資産・負債の分類に基づいて、キャッシュフロー計算書のキャッシュフローと包括利益計算書の収益・費用および利得・損失が測定される。これによりキャッシュフローと損益との関係はより直接的に評価できる。例えば、売上高と売上収入、売上原価と仕入支出などを比較して、売上高および売上原価の関連性を評価できるし、営業キャッシュフローと営業活動による利益を比較して、伝統的な利益の質を評価できる。

2) 営業現金収支に細分化することは、投資者、与信者およびその他の債権者にとって理解可能性を高め、将来キャッシュフローの予測情報として有用性をもつ。直接法が利用可能であれば、より多くの利用者は過去のキャッシュフローから直接的に将来のキャッシュフローを予測すると考えられる。

3) 直接法は営業現金収入と支出の対応関係を示すことにより、企業のキャッシュフローの源泉と用途に関する情報を提供できるから、利用者が企業の現金創出能力を評価することができる。

このような直接法の利点は、この支持者がこれまで指摘してきたことである。DP はそれらの主張の線に沿って直接法を採択した。

## (2)財政状態表および包括利益計算書の連携

### 1) 財政状態表の区分との関連

財政状態表は「事業活動（営業活動と投資活動の2区分）」、「財務」、「法人所得税」、「非継続事業」および「持分」に5区分している。DP はこの区分をキャッシュフロー計

算書と包括利益計算書でも用いている。具体的には、財政状態表の期末の正味営業資産と包括利益計算書の営業利益およびキャッシュフロー計算書の営業キャッシュフローの連携関係が明らかである。これにより、利用者は営業利益と営業キャッシュフローとを比較して利益の質を評価できる。このようにIASB は、財務諸表の比較可能性の改善を原則書10よりも高い水準で求めている。

IASB は、これら3つの財務表は企業の業績を資産・負債、収益・費用およびキャッシュフローの側面から測定するものであるから、これらの表示法は首尾一貫しなければならないと主張している (pars. 1.6-13)。これまでキャッシュフロー計算書と損益計算書の連携関係は不十分であったし、貸借対照表と損益計算書およびキャッシュフロー計算書の連携はほとんどみられない。これに対してDP における3つの財務表は区分や科目を連携させることによって、キャッシュフローの金額、時期および不確実性の評価に役立つ情報を提供するという役割を果たしている。

### 2) 5区分法の採用

#### ①事業活動の新設

「事業活動」区分は原則書10ではじめて提案されている。DP でも「事業活動」区分が用いられているが、原則書10の事業活動の定義と同じではない。表3「表示区分の定義—DP, 原則書10およびIASR 7—」は表示区分の定義をDP, 原則書10およびIASR 7について比較したものである。表3に示すように、事業活動の定義は原則書10では「主たる収益稼得活動からのキャッシュフロー」と表現されたのに対して、DP では「財貨または用役の生産というような価値の創造の意図をもって行われる活動」である。DP の定義は資産・負債法に基づいているのに対して、

表3 表示区分の定義 —DP, 原則書 10 および IASR7—

	DP (2008)	原則書 10 (2001)	IASR7 (1992)
事業活動	経営者が、財貨または用役の生産というような価値の創造の意図をもって行う活動 (par. 2. 31)	主たる収益稼得活動から得られるキャッシュフロー (par. 43A)	(定義なし)
営業 (活動)	経営者が、企業実体が事業活動を行うための中心的目的に関係すると考える活動 (par. 2. 32)	(定義なし)	企業の主たる収益稼得活動をいい、投資または財務活動以外のその他の活動 (par. 6)
投資 (活動)	経営者が、企業実体が事業活動を行うための中心的目的に関係がないと考える活動 (par. 2. 33)	将来の利益およびキャッシュフローを生み出すことを意図する支出額 (par. 44A)	長期資産の取得・処分および現金同等物に含まれないその他の投資の取得・処分 (par. 6)
財務(活動)	経営者が、企業実体の事業活動およびその他の活動の資金調達の一部と考えている活動 (par. 2. 34)	資本の提供者の企業に対する将来のキャッシュフローに関する請求権 (par. 45)	企業の持分資本および借入の規模と構成に変動をもたらす活動 (par. 6)
法人所得税	IFRS および USGAAP にしたがって認識される税金 (par. 2. 38)	一会計期間の企業実体および子会社によって現金で支払われた法人所得税の総額 (par. 46)	所得に対する税金 (par. 35)
非継続事業	IFRS および USGAAP に定義されている「非継続事業」 (par. 2. 37)	一会計期間における非継続事業から生じるキャッシュフロー (par. 47)	(定義なし)
持分	IFRS および USGAAP において定義されている「持分」 (par. 2. 36)	企業実体と出資者としての資格における出資者との間の取引 (glossary)	(定義なし)

注：原則書 10 の定義は「A 法」に基づいている。DP の「持分」区分は原則書 10 では「資本取引」である。

IASR 7 および原則書 10 は収益・費用法に基づいている。

事業活動区分は、わが国において 2000 年まで公表されていた資金収支表で用いられていた。資金収支表は事業活動と資金調達活動の 2 区分法を採用していて、DP の区分法と同様であった。この点について鎌田教授<sup>13)</sup> (1999) は、「営業」という概念が一様に解釈されていないという観点から、資金収支表の「事業活動」区分は、わが国の「企業会計原則」による損益計算書の区分に対応して、営業、投資および財務損益収支を含む用語とし

て用いられているとして、事業活動に伴う収支の分類を提案している。DP はこの方向に沿った分類法を提案している。

## ②営業収支項目の範囲

DP は営業活動区分を「経営者が、企業実体が事業活動を行うための中心的目的に関係すると考える資産および負債を含む」(par. 2.32) と定義している。この定義は IASR 7 が営業活動とは「主たる収益稼得活動」をいい、投資または財務活動以外のその他の活動を含むという定義の方法とは著しく異なる。ただ DP が「企業実体が資産または負債を

表4 科目の区分 —DP, 原則書10 および IASR7—

科 目	DP (2008)	原則書10 (2001)	IASR7 (1992)
売上収入	事業活動：営業活動	事業活動	営業活動
材料購入支出	〃	〃	〃
労務費支出	〃	〃	〃
間接費支出	〃	〃	〃
年金支出	〃	〃	〃
広告費支出	〃	〃	〃
人件費支出	〃	〃	〃
ファイナンスリース債務支出	〃	財務活動	財務活動
研究開発費支出	〃	〃	投資活動
株価基準報酬の支出	〃	投資活動	〃
有形固定資産売却収入・取得支出	〃	〃	〃
関連会社に対する投資支出	事業活動：営業/投資	〃	〃
売上債権売却収入	事業活動：営業活動	〃	〃
キャッシュフローヘッジによる収入	〃	〃	〃
売却可能金融資産の売却収入・取得支出	事業活動：投資活動	〃	〃
配当収入	〃	〃	(営業/投資)
利息収入	財 務	〃	〃
短期借入金による収入	〃	財務活動	財務活動
長期借入金による収入	〃	〃	〃
利息支出	〃	〃	(営業/財務)
配当支出	〃	〃	〃
法人所得税支出	法人所得税	法人所得税	営業活動
非継続事業に対する支出	非継続事業	非継続事業	〃
株式発行収入	持 分	資本取引	財務活動

注(1)各科目はDPの付録AのTool社の例示に用いられたものである。

(2)( )は推定されるものを示す。/は代替可能性を示す。

営業、投資あるいは財務活動に関係するものとして明確に分類できないときは、その資産および負債を営業活動に関連するものと仮定する」(par. 2.35)としていて、IASR7と同様に営業活動概念を不明瞭にした点は変わらない。

DPはIASR7に比べて営業収支項目の範囲を大幅に拡大している。表4「科目の区分—DP, 原則書10 および IASR7—」は、DP, 原則書10 および IASR7における科目の区分を一覧表にしたものである。IASR7および原則書10は「有形固定資産の取得支出」および「関連会社に対する投資支出」などの項目を投資活動に含めているのに対して、DPは営業活動に含めている。ファイナンス

リース債務支出もIASR7および原則書10は財務活動に含めているのに対して、DPは営業活動に含めている。ファイナンスリース債務支出は有形固定資産取得支出と同様に考えている。また、投資には金融商品への短期投資から長期資産に対する投資が含まれる。DPは投資区分を経営者が主たる事業とは関係がないと考える項目と定義している。これにより営業活動区分はこれまで投資に区分されていた多くの収支項目を含むことになった。<sup>14)</sup>

### ③投資区分の明確化

DPは投資活動区分を「経営者が、企業実体が事業を遂行するための中心的目的に関係がないと考える事業資産および負債を含む」

(par. 2.33) と定義している。売却可能金融資産の売却収入・取得支出および配当収入等は投資活動に含まれる。これはIASR7の「長期資産の取得・処分および現金同等物に含まれないその他の投資の取得・処分」という定義より、かなり限定されている。しかしながら、この定義によれば経営者がその取引が事業の中心的目的に係るかどうかを判断することになる。

#### ④利息収入・利息支出・配当支出

DPは定義により、利息収支および配当支出は財務活動であり「財務」に含める。IASR7はこれらの収支を営業、投資あるいは財務のうちいずれか1つに選択すると決めていたがこれを認めず、DPは原則書10を引き継いでいる。借入金収入および貸付金支出は「財務」に区分するからこれと連携している。これは比較可能性の観点からみて適切である。これらの変更により、DPは利息収支の分類の首尾一貫性が欠如しているという批判を解決している。

#### ⑤持分・非継続事業・法人所得税

DPは、株式発行収入および自己株式の取得支出などの出資者持分にかかわる取引を出資者の独自性を強調して財務と区別して「持分」区分に含める。この区分法は負債と区別して表示することによって、企業の持分を明確にするとともに、株主持分変動計算書と首尾一貫させている。法人所得税支出は他の活動と結び付けることは難しいから、別個の標題に独立して区分表示している。また、非継続事業収支は別個に表示する。これらの方法は原則書10の区分を引き継いでいる。

## 4. キャッシュフローから包括利益への調整

DPは連携性強化および細分化目的の観点から直接法を用いている。また同様にキャッシュフローから包括利益への調整表の注記を求めている。DPによれば「企業実体は、キャッシュフローを包括利益に調整し、包括利益を以下の要素に分割する明細表を財務諸表の注記で表示しなければならない」(par. 4.19)。IASR7およびわが国の財務諸表規則等は、直接法を用いてキャッシュフロー計算書を作成したときでも調整表の作成を求めている。これは原則書10も同様である。しかしSFAS95およびFRSR1は直接法によるときは注記で調整表の作成を義務づけている。このように調整表の作成について各国・団体の合意は得られていなかった。

表5「キャッシュフローから包括利益への調整表」はDPの調整表を具体的に示したものである。ここで示されているように、調整表はキャッシュフロー計算書の各科目から始めて、C、DおよびEの項目を調整し包括利益を示している。キャッシュフローから純利益へ調整する方法は、IASBもその有用性について認めている(par. 4.46)。佐藤教授(1993)<sup>15)</sup>はこの調整方法を資金法とよび早くからその有効性を主張している。

表5に示すように調整欄は4つ(B・C・D・E)に分割される。これは連携性強化および細分化目的の観点から、現金主義会計と発生主義会計との差異をさらに公正価値変動の再測定による差異とに細分化している<sup>16)</sup>。例えば、キャッシュフロー欄の売上収入30,100百万円は(c)「発生項目・配分項目その他」550百万円を加算し、合計欄の売上高



表5 キャッシュフローから包括利益への調整表

(百万円)

		A	B	C	D	E	F	G
区 分	項 目	キャッシュフロー計算書の科目	資産および負債の変動, 出資者との取引以外				合計	包括利益計算書の科目
			再測定以外		再測定			
			キャッシュ フロー	発生項目 配分項目 その他	経常的公正 価値の変動 /評価修正	その他	(B+C+ D+E)	
事業活動	営業	売上収入	30,100	550			30,650	売上高
		仕入支出	(26,640)	640			(26,000)	売上原価
		商品の売上収入	3,460	1,190			4,650	売上総利益
		販売活動現金						販売費
		従業員支出	(910)				(910)	給料
		販売活動支出合計	(910)				(910)	販売費合計
		一般管理活動支出		(450)			(450)	一般管理費
	ファイナンスリース債務支出	(90)	90				減価償却費	
	一般管理活動の支出合計	(90)	(360)			(450)	一般管理費合計	
	その他営業活動前現金	2,460	830			3,290	その他営業項目前利益	
その他営業現金							その他営業利益	
	子会社 X の取得支出	(550)	550					
	有形固定資産取得支出	(350)	350					
	子会社 Y の売却収入	200	(200)					
	設備の売却による収入	20	(20)					
	その他の営業収入	(680)	680				その他の営業利益合計	
	営業現金	1,780	1,510			3,290	営業利益合計	
投資	正味短期投資支出	(300)	300					
	有価証券取得支出	(15)	15					
	利息・配当収入	400	(400)	5 (20)		5 (20)	有価証券評価益 投資有価証券評価損	
	投資現金	85	(85)	(15)	500	485	持分法投資利益	
	事業現金	1,865	1,425	(15)	500	3,775	事業利益合計	
財務	長期借入れによる収入	250	(250)					
	利息支出	(270)	(130)			(400)	支払利息	
	配当支出	(1,200)	1,200					
	財務負債による現金合計	(1,220)	820			(400)	財務負債費用合計	
	財務現金	(1,220)	820			(400)	純財務費用合計	
	法人所得税・持分前継続事業現金	645	2,245	(15)	500	3,375	法人所得税・その他継続事業利益	
法人所得税	法人所得税支出	(900)	600			(300)	法人所得税充当額	
	非継続事業・持分前現金の変動	(255)	2,845	(15)	500	3,075	継続事業の純利益	
非継続事業	非継続事業による収入	480			(300)	180	非継続事業利得	
	非継続事業現金	480			(300)	180	非継続事業純利得	
	持分前現金	225	2,845	(15)	200	3,255	包括利益	

注：非継続事業区分の資産項目を追加した以外は、鎌田 (2002. 3) pp. 85-98 に基づいて作成した。

本表の各科目は、DP の付録 A の Tool 社の例示 (A8) pp. 115-119 を参考にした。

30,650 百万円が示されている。また、利息・配当収入 400 百万円に対して再測定以外の未収利息 (400) 百万円を差引き、5 百万円 (有価証券評価益)、(20) 百万円 (投資有価証券評価損) および 500 百万円 (持分法投資利益) の再測定の正味額 485 百万円を加えて投資利益合計 485 百万円として計算する。この細分化の意義は、現在では公正価値評価が広く用いられるようになり、キャッシュフローと利益との差異を再測定によるものかどうかを識別することが重要となってきたからである。これは原則書 10 の立場を引き継いでいる。

ただし DP の調整表は損益とキャッシュフローと関係がない貸借対照表の変動は表示されない。また、現金以外の資産および負債だけが変動する取引事象は別個に示さなければならない。

## 5. 現金概念の限定

### (1) 現金の意義

DP は「現金概念」を現金と現金同等物に分割する。現金同等物はその他の短期投資と同じように分類している。これにより、期首と期末の現金残高は貸借対照表とキャッシュフロー計算書において連携する (par. 3.71)。

IASR 7 は資金概念として「現金および現金同等物」を用いている。これは SFAS 95 およびわが国の財務諸表規則等も同様である。現金は「手元現金および要求払い預金」であり、現金同等物は「短期の高度に流動性の高い投資で、1) 一定の現金に容易に転換できるもの、および 2) 価格変動のリスクがほとんど生じないもの」である。しかしながら、

何を現金同等物とするかについては、各国の金融制度の違いによって異なる。例えば現金同等物の満期日を 3 か月以内とするかどうかについて、SFAS 95 は明確に 3 か月以内限定している。一方 IASR 7 は 3 か月を超える短期投資を認めており、その解釈に弾力性が認められる。このことから、イギリスの FRSS 1 は、資金概念を「現金」に限定し現金同等物を「流動資源の管理」という表題で区分表示している。このように現金および現金同等物の内容について各国の合意は得られていなかった。DP は FRSS 1 の線に沿って「現金および現金同等物」の現金と現金同等物を分離することとなった。

DP は、現金同等物を現金から除外することは、1) 企業は資金提供者に対して短期投資ではなく現金を分配する、2) 現金同等物である短期的投資は迅速に現金に転換できるが、手元現金および要求払い預金の性質を必ずしももっていない、3) マネジメントアプローチに首尾一貫している、という 3 つの理由により流動性および財務弾力性の評価目的に役立つと述べている (pars. 3.17-18)。

キャッシュフローを重視する論者はこれまで現金資金概念の意義を強調してきた<sup>17)</sup>。原則書 10 では「現金および現金同等物」が用いられていたが、DP ではこの主張の線に沿って現金から現金同等物を除外することとなった。現金に重点をおくキャッシュフロー計算書は現金収支サイクルの完結を示す財務表となり、DP はこれを流動性に関する基本的な計算書として位置づけている。

### (2) 短期投資の純額表示

現金概念から現金同等物を除外して、現金同等物を短期投資に含める。このため短期投資は収入および支出が多額になるので、

表 6 短期投資の純額表示

		(百万円)	
収 入	有価証券の売却収入	125	
	3か月以内の短期投資の売却収入	30	
	MMF・中期国債ファンドの売却収入	25	180
支 出	預入期間3か月以内の定期預金の支出	300	
	預入期間3か月以内の債券の支出	180	480
	正味短期投資支出		300

IASB は 1) 現金および現金同等物の収支が企業実体の活動というより、顧客の活動を反映している場合の顧客のための収入および支出、および 2) 回転が早く、金額が大きく、また満期日が短い (USGAAP では 3 か月またはそれより短い期日) 項目に対する収支、などの短期投資の純額表示を認めている (par. 3.73)。

表 6「短期投資の純額表示」は、DP が提案する短期投資の純額表示を例示したものである。IASB は短期投資項目のほとんどが 2) に含まれるから、表 6 の正味短期投資支出 300 百万円のように純額表示すれば、これらの現金収支の表示項目が多額にはならないと述べている (par. 3.74)。

## 6. 主要国の基準セッター等の回答

DP の主要な提案について、各方面から 229 通のコメントレター<sup>18)</sup>が IASB に対して寄せられている。ここでは DP の主要な特徴である (1) 5 区分法による表示、(2) 営業キャッシュフローの直接法による表示、(3) キャッシュフローから包括利益への調整表の注記および (4) 現金概念の限定について、わが国の基準セッターおよび団体とイギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド

および南アフリカの基準セッターの代表者またはメンバーの見解をとりあげてみる。これらの回答者の反応は本稿の末尾の「資料」に示している。

### (1) 5 区分法による表示

IASB は 5 区分法に関連して、①「事業活動と財務区分は意思決定に有用な情報を提供するか」、②「営業と投資区分は適切に定義されているか」、③持分は別個に区分表示するかあるいは財務区分に含めるか」および④「非継続事業区分は意思決定に有用な情報を提供するか」という問題について回答者の意見を求めている。

第 1 の点は、日本以外の 5 者および ASBJ は、「事業活動と財務区分は利用者が企業の主要な価値創造活動と資金調達活動を識別できるから、意思決定に有用な情報を提供する」として支持している。ただし、DP の事業活動と財務区分の分類法は、マネジメントアプローチを前提としているから経営者の経営方針によって変わり、会社間の財務諸表の比較可能性を損なう。SAAJ はこの観点から DP の分類法を批判している。

第 2 の点は、回答者は「事業活動を営業活動と投資活動の 2 つに小区分する」ことを支持している。しかしながら、これらの区分を明確に定義することは容易ではない。DP の

コア事業概念による営業と投資の区分は、投資の範囲を恣意的に拡大し、結果として利益操作につながる。さらには、両区分の定義は「中心的目的」「主要な事業活動」あるいは「中核となる」活動という用語法をいろいろ用いているから混乱が生じている。これらの理由でFRSBを除く8者はIASBに対して営業と投資区分の定義の再検討を求めている。

第3の点は、回答者の意見は2つに分かれている。1つは「DPの提案に沿って持分項目を別個に区分表示する」という見解である(ASBJ, ASB, AcSB, SAICA)。もう1つは「持分項目を財務区分に含める」という見解である(AASB, FRSB)。後者によると、負債証券と持分証券などの金融商品は同じ区分で示されれば、利用者はこれらに関連づけて分析できるから、それだけ意思決定に利用可能である。

第4の点は、日本以外の5者およびASBJとJICPAは、「継続事業と非継続事業を識別することは、企業の実態をより明確に示すことができる」として支持している。ただし、ASBとFRSBは「非継続事業を別個に区分表示すると計算書上に多くの小計を示すことになるから、利用者にとって理解しにくい」という理由で注記による開示を提案している。

## (2)直接法による表示

IASBは直接法の表示に関連して、①「直接法は意思決定に有用な情報を提供するか」、②「直接法は連携性強化・細分化目的に整合しているか」および③「直接法の費用は費用・便益の観点からみて適切か」という問題について回答者の意見を求めている。

第1の点は、日本以外の4者は、「直接法は利用者にとって理解しやすく、直接的に将

来キャッシュフローを予測するために有用な情報を提供する」と考えている。その理由は、利用者に対して、1) 総額の収支を示すことで他の財務諸表では利用できない情報を提供し、2) 財務活動を分析できるし、貸借対照表の構成の変化を示す情報を提供するからである。

これに対して、将来キャッシュフローの予測には発生主義会計利益が最も重要であり、キャッシュフロー情報はこれを補完する役割を果たしているから、利益とキャッシュフローの差異を分析できる間接法のほうが利用者にとって有用であるという立場もある。わが国の3者(ASBJ, JBF, SAAJ)は、この観点からDPの直接法の提案に対して強い反対意見を表明している。唯一、JICPAは直接法の有用性を認めて、最終案では費用負担の少ない簡便な作成方法を例証するようIASBに対して求めている。わが国の回答者の間では直接法の有用性に対する見解は様ではない。

第2の点は、直接法は連携性強化目的および細分化目的と整合しているかである。日本以外の回答者はこれに異論はないが、わが国の回答者の立場は明確ではない。

第3の点は、日本以外の5者およびASBJとJICPAは反対意見を寄せている。確かに直接法の適用は現行の複式簿記や会計システムでは困難であり、システムの再構築を必要とするし、子会社間のデータの管理、会計システムの統合と開発、さらには初期費用や継続的費用もかかる。また、DPの提案は財務諸表間で行項目を連携するために取引項目を細分化する水準が高いから、そのためのシステム変更の費用、検査および監査費用等の負担がある。こうした理由により、これらの回答者はフィールドテストの必要性を

IASB に対して提案している。

しかしながら、このような費用・便益の観点からの直接法の正当性および実行可能性に対する批判はあたらぬ。

鎌田教授（2003）は直接法を採択した原則書 10 を支持し次のように述べている。

1) 最近の会計情報システムの発展によって、会計担当者はキャッシュフロー会計組織から収支項目を取り出して直接法によるキャッシュフロー情報を収集し、直接法キャッシュフロー計算書を作成できる。

2) キャッシュフロー情報の開示は利用者のニーズは決定的に重要な要因である。経営者をはじめ出資者、債権者などほとんどすべての利用者が営業キャッシュフローの総額についての情報を必要としている。

IASB は DP の提案と同様にこのような認識に基づいている。作成者が費用・便益の観点に基づいて直接法の採択を判断することは正しいが、新たな費用はそれほど多額ではない。むしろ、利用者にとって直接法の理解可能性から得られる便益のほうが極めて大きい。

### (3)調整表の注記

IASB はキャッシュフローから包括利益への調整表の注記に関連して、①「調整表は現行の間接法情報を提供するか」②「調整表の作成により、将来キャッシュフローの金額、時期および不確実性について利用者の理解可能性は高まるか、および③「費用・便益の観点からみて適切か」という問題について回答者の意見を求めている。

第 1 の点は、日本以外の 5 者は「調整表は現行の間接法と同等の情報を提供する」と表明している。しかしながら、DP の調整表は同質的な情報ではない。間接法は純利益と非現金取引および貸借対照表の変動による差異

を説明しているのに対して、DP の調整表は貸借対照表の変動を示していない。ASB はこの点を指摘している。

第 2 の点について、「調整表は調整内容を公正価値測定項目とそれ以外の項目に識別できるから、利用者はキャッシュフローと包括利益の差異を理解しやすい」として、AASB および FRSB は調整表の理解可能性が高いことを認めている。わが国の回答者はその立場を明らかにしていない。

第 3 の点は、日本以外の 2 者と ASBJ は、直接法と同様に費用負担の面に懸念を表明している。特に DP の調整表は作成者にとって複雑であり作成コストがかかるから再検討すべき点が多い。これらの回答者は、「DP の調整表にかえて現行の間接法による調整表または営業利益から営業キャッシュフローへの調整表を注記する」ことを提案している。

### (4)現金概念の限定

IASB は現金概念の限定に関連して、「現金と現金同等物とを分離することを支持するか」という問題について回答者の意見を求めている。

日本以外の回答者の間で現金概念を限定することに異論はない。この点は財政状態表においても短期で流動性の高いすべての金融商品を、現金とは別個の区分で表示することにより、財務諸表は流動性の評価のためにより有用な情報を提供できる。また、現金同等物のリスクの特性は現金のそれとは異なるから、現金と現金同等物とを分離することは適切である。このような見解は、ASB および AcSB から表明されている。

## 7. わが国の現状

最後に、わが国のキャッシュフロー計算書開示の現状を指摘し、その問題点および改善の方向性を検討してみる。

### (1)間接法による CFO 表示の混乱

わが国の企業のほとんどは、有価証券報告書において間接法を用いている。間接法による純利益の CFO への調整はその項目数が多いだけでなく、それらが性質別に分類されていないから、財務諸表の利用者は調整の理由と他の財務諸表との関連性を理解できない。

そこで2000年から2004年にかけて、金融商品取引法適用会社から任意の100社を取り上げて、わが国のキャッシュ・フロー計算書を調査してみた。1社当たり調整項目数は最大で33項目、平均で19項目もある。このように調整項目数が多い理由は、1) 非現金費用項目、2) 投資・財務活動へ示すための項目および3) 小計後に示すための項目等があるからである。これらの調整項目は、調整理由ごとに明確な区分表示がされていない。

調整項目を「小計」前に示すか「小計」後に示すかという小計欄に関連する表示上の相違もある。その1つは「役員賞与の支払額」である。100社のうち40社が「小計」前の調整項目として示し、平成11-14年3月期のホクト社の1社だけが「小計」後に区分表示していた。他の会社はこれに対する記述はない。「役員賞与の支払額」は企業家報酬で小計前項目とは異なるから、「小計」前の調整項目とは区別し「小計」後に示さなければならない。

### (2)貸借対照表との非連携性

多くの会社において、間接法の調整項目は比較貸借対照表の各勘定の期首と期末の増減額と一致しない。平成12年3月期のミズノ社の間接法キャッシュフロー計算書では、営業活動区分の運転資本項目の増減額はいずれも貸借対照表の期首と期末の同じ項目の正味増減額とは一致していない。このように利用者が各調整項目の詳細なデータを入手できず、調整の正確さの検証や理解ができなければ、純利益と CFO との差異により財務諸表の関連性を知ることはできない。その場合複雑な調整項目を示す意義は乏しい。

キャッシュフロー計算書の「期末現金および現金同等物の増減額」と貸借対照表の対応科目である「現金預金」の金額も一致していないことが多い。一例をあげれば、平成15年度のいなげや社において、貸借対照表の「現金預金」は5,244百万円であるのに対して、キャッシュフロー計算書の「現金及び現金同等物の期末残高」は10,876百万円で約2倍の差異が生じている。アメリカ企業のアニュアルレポートでは、貸借対照表において「現金および現金同等物」という表示科目を設けて、キャッシュフロー計算書の「現金および現金同等物の期末残高」と一致させている<sup>21)</sup>。

### (3)会計規定の選択可能性

もう1つの問題は、キャッシュフロー計算書の作成において規定上選択が可能となっていて比較可能性が欠如している点である。それにはつぎの2点があげられる。

第1点は直接法と間接法の選択適用の問題である。実際にはほとんどすべての企業が間接法を利用している。直接法は作成者にとってコストがかかるという理由によるものであ

る。間接法の適用はCFO表示を混乱させているという点から、比較可能性を低下させる原因となっている。

第2点は利息および配当金の分類に選択が認められている点である。財務諸表規則等は利息および配当金収支の表示法について次の2つの方法を規定している(第106条)。第1法は利息収支・配当金収入をCFOに分類し、配当金支出をCFEに分類する方法である。これはCFOと損益計算書の経常損益との関連を重視する方法である。第2法は利息収入・配当収入をCFIに分類し、利息支出・配当金支出をCFEに分類する方法である。これは収入項目が投資の成果であり、支出項目が資金調達に関連していることをふまえて、キャッシュフロー計算書における取引の分類の首尾一貫性を重視する方法である。

実際に調査してみると、97社が第1法を適用し、平成11-14年3月期の江崎グリコ社と大王製紙社の2社は第2法を適用していた。また、財務活動に分類すべき利息支出を投資活動に分類している平成11-14年3月期のトーエネック社の1社がみられた。利息収支は間接金融を利用する企業ほど会社全体のキャッシュフローの相対的重要性は高くなるから、第1法を適用する限り営業活動区分は金融損益収支の影響を強く受ける。

## 8. わが国のキャッシュフロー情報開示の改善

わが国の財務諸表規則等が平成11年(1999年)に改正されて以来10年以上経過して、キャッシュフロー計算書は主要な財務諸表の1つとして定着してきている。しかし、公表されたキャッシュフロー計算書をみるとCFOの表示について直接法はほとんど採択

されていない。また、営業、投資および財務活動の科目の分類についてかなりの混乱も生じている。現在、IASBが「財務諸表の表示プロジェクト」について検討しているとき、国際的収斂の方向に沿ってキャッシュフロー計算書を再検討する好機である。表7はわが国の財務諸表規則等によるキャッシュフロー計算書を改善したものである。DPの提案と各国の基準セッターのコメントを受け入れれば、わが国のキャッシュフロー計算書に次のような改善点を提言したい。

- (1)「事業活動(営業活動と投資活動の2区分)」、「財務」、「法人所得税」、「非継続事業」および「持分」の5区分法を採用する。ただし、営業活動と投資活動の区分の定義は回答者からの異論も多いからもっと明確な基準を設ける。また、「持分」は「財務」に含めるという提案もあるからその適否を判断する。
- (2)貸借対照表、損益計算書およびキャッシュフロー計算書の科目を連携させる。ほとんどの回答者はDPの連携性強化目的による財務諸表の表示を支持している。
- (3)営業キャッシュフローの表示形式は直接法とする。直接法は意思決定有用性があり、連携性強化目的と整合しているという理由から、主要国の回答者はこれを支持している。費用便益基準により費用負担の問題が多く寄せられているが、利用者にとって直接法から得られる便益は極めて大きい。
- (4)調整表を注記する。現在では公正価値評価が広く用いられるようになり、調整表によりキャッシュフローと利益の差異を再測定によるものかどうか識別することが重要である。
- (5)利息支出および配当金支出は財務区分に

表7 財務諸表規則等によるキャッシュフロー計算書の改善

財務諸表規則等(現行)		提 案	
直接法 12月31日に終わる年度		直接法 (百万円) 12月31日に終わる年度	
<b>1. 事業</b>			
<b>営業</b>			
営業活動		顧客からの売上収入	30,100
顧客からの売上収入	30,100	顧客からの収入合計	30,100
商品の仕入支出	(26,640)	商品の仕入支出	(26,640)
従業員の支出	(910)	商品の仕入支出合計	(26,640)
小 計	2,550	販売活動の支出	
利息支出	(270)	従業員の支出	(910)
利息・配当収入	400	販売活動の支出合計	(910)
法人所得税支出	(900)	一般管理費の支出	
継続事業営業活動による正味現金	1,780	リース債務支出	(90)
非継続事業営業活動による正味現金	480	一般管理費の支出合計	(90)
営業活動による正味現金	2,260	販売・管理活動の支出合計	(1,000)
投資活動		その他営業活動前現金	2,460
有価証券の取得支出	(15)	その他営業活動現金	
子会社Xの取得支出	(550)	子会社Xの取得支出	(550)
有形固定資産取得支出	(350)	有形固定資産の取得支出	(350)
子会社Yの売却収入	200	子会社Yの売却収入	200
設備売却収入	20	設備売却収入	20
投資活動による正味現金	(695)	その他営業活動支出	(680)
財務活動		営業活動による正味現金	1,780
長期借入れ収入	250	投 資	
リース債務支出	(90)	正味短期投資支出(現金同等物)	(300)
株式の発行収入	250	有価証券の取得支出	(15)
配当支出	(1,200)	利息・配当収入	400
財務活動による正味現金	(790)	投資活動による正味現金	85
現金に対する為替換算調整	(40)	事業活動による正味現金	1,865
正味現金・同等物の増加	735	2. 財 務	
期首現金・同等物	160	長期借入れ収入	250
期末現金・同等物	895	財務資産による現金合計	250
		利息支出	(270)
		配当支出	(1,200)
		財務負債による現金合計	(1,470)
		財務活動による正味現金	(1,220)
		法人所得税・持分前現金増減	645
		3. 法人所得税	
		法人所得税支出	(900)
		非継続事業・持分前現金増減	(255)
		4. 非継続事業	
		非継続事業による収入	480
		非継続事業による正味現金	480
		持分前現金の増減	225
		5. 持 分	
		株式の発行収入	250
		持分による正味現金	250
		現金に対する為替換算調整	(40)
		当期現金の増減	435
		期首現金	160
		期末現金	595



- 示し、利息収入および配当収入は投資区分に示す。キャッシュフロー分類の整合性の観点から同一の取引には首尾一貫した分類基準を適用することが適切である。
- (6)「現金および現金同等物」の現金と現金同等物を分離する。現金同等物は短期投資に含め、純額表示を認める。現金と短期投資を区別することは会社の流動性を評価するために有用である。

## 【注】

- 1) IASC Steering Committee on Reporting Financial Performance (2001.10) *Draft Statement of Principles Reporting Recognised Income and Expenditure*.
- 2) 原則書 10 のキャッシュフロー計算書の詳細は下記の文献を参照のこと。  
鎌田信夫 (2002.3) 「業績報告書としてのキャッシュ・フロー計算書—IASB 原則書案を中心として—」『産業経済研究所紀要』(中部大学) 第 12 号, pp. 85-98.
- 3) IASB (2008.10) *DP*, “Preliminary Views on Financial Statement Presentation”.
- 4) IASC (1992.12) *IAS7 (revised 1992)*, “Cash Flow Statements”.
- 5) FASB (1984.12) *SFAC5*, Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises, 1984, par. 24, Footnote 13.
- 6) FASB (1987.11) *SFAS95*, “Statement of Cash Flows”, par. 90.
- 7) 遠藤秀紀 (2010.3) 「財務諸表表示目的とキャッシュフロー計算書—IASB 討議資料 (2008) に関連して—」『東海学園大学紀要』第 15 号 (シリーズ A) pp. 3-27.
- 8) ASB (1996.10) *FRSI (Revised 1996)*, “Cash Flow Statements”.
- 9) 大蔵省令第 59 号 (1963.11) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正平成 21 年 12 月)
- 大蔵省令第 28 号 (1976.10) 「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(最終改正平成 21 年 12 月)
- 10) AASB (1991.12) *Accounting Standard AASB1026*, “Statement of Cash Flows”.
- 11) NZSA (1992.3) *FRS No. 10 (Revised 1992)*, “Statement of Cash Flows”.
- 12) 鎌田信夫 (2007) 『新版第 2 版 キャッシュ・フロー会計の原理』税務経理協会, pp.127-138.
- 13) 鎌田信夫 (2007) 『同上書』 pp. 110-111.
- 14) このような分類法は下記の文献でも主張されている。  
Bruce Wampler, Harold Smolinski and Timothy Vines (2009.10) *Making Stronger Statements: Cash Flow and Income, Strategic Finance*, pp. 43-49.
- 15) 佐藤倫正 (1993) 『資金会計論』白桃書房, pp. 84-86.
- 16) DP の財務諸表表示目的と調整表との関係については下記の文献に詳しい。  
小西範幸 (2010.5) 「財務諸表の構造と表示の一体性 —IASB 財務諸表の表示の目的についての検討—」『企業会計』Vol. 62 No. 5, pp. 97-106.
- 17) 鎌田信夫 (1995) 『資金会計の理論と制度の研究』白桃書房, pp. 129-141.
- 18) FASB (2009) *Comment Letters*, Financial Statement Presentation Reference Number: 1630-100 Preliminary Views on Financial Statement Presentation.
- 19) 鎌田信夫 (2003.7) 「会計情報システムに基づくキャッシュ・フロー情報の処理 —直接法の採択に向けて—」『会計』第 164 巻第 1 号, pp. 1-14.
- 20) 東京、大阪および名古屋の各証券取引所に上場している会社のうち、2000 年から 2004 年にかけて決算期が 3 月であり、金融・保険以外の業種に属している会社 1,070 社から、層化無作為抽出法によって、業種ごとに平均的に 100 社を抽出した。
- 21) AICPA (2010) *Accounting & Trends and Techniques*, pp. 562-564.

資料

主要国の基準セッター等の質問事項に対する回答

質問事項	(1)5区分法による表示				(2)直接法による表示			(3)調整表の注記			(4)現金概念	
	① 事業活動と財務区分は有用な情報を提供する	② 営業と投資区分の定義は適切である	③ 持分は別個に区分表示する	④ 非継続事業区分は有用な情報を提供する	① 直接法は有用な情報を提供する	② 連携性強化・細分化目的に整合する	③ 費用・便益の観点から適切である	① 現行の間接法情報を提供する	② 利用者の理解可能性は高まる	③ 費用・便益の観点から適切である	① 現金と現金同等物を分離する	
基準セッター等	ASBJ	○	×	○	○	×	—	×	—	—	×	○
	JICPA	—	×	—	○	△	—	×	—	—	×	—
	JBF	—	×	—	—	×	—	×	×	—	—	—
	SAAJ	×	×	—	—	×	—	×	×	—	—	—
日本以外	AASB	○	×	×	○	○	○	×	○	○	×	△
	ASB	○	×	○	○	△	○	×	○	×	—	○
	AcSB	○	×	○	○	○	○	△	○	—	×	○
	FRSB	○	○	×	○	○	○	×	○	○	×	○
	SAICA	○	×	○	○	○	○	○	○	—	○	○
回答数	○	6	1	4	7	4	5	1	5	2	1	5
	×	1	8	2	0	3	0	7	2	1	5	0
	△	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	1
	—	2	0	3	2	0	4	0	2	6	3	3
計		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

注(1) 基準セッター等 企業会計基準委員会 (ASBJ), 日本公認会計士協会 (JICPA), 日本経団連 (JBF), 日本証券アナリスト協会 (SAAJ), オーストラリア会計基準審議会 (AASB), イギリス会計基準審議会 (ASB), カナダ会計基準審議会 (AcSB), ニュージーランド財務報告基準審議会 (FRSB), 南アフリカ勅許会計士協会 (SAICA)

(2) 記号の意味 ○: 支持する, ×: 支持しない, △: どちらともいえない, —: コメントなし

(出所) FASB (2009) より作成。